

公告第 26-01 号
令和 8 年 4 月 1 日

被保険者各位

フィリップス・ジャパン健康保険組合
理事長 永山 祥子
(公印省略)

フィリップス・ジャパン健康保険組合同規約の一部変更について

フィリップス・ジャパン健康保険組合同規約の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第 3 条 2 項に基づき、お知らせいたします。

記

第 4 条(設立事業所の名称及び所在地)

ハートストリーム・ジャパン合同会社 東京都港区 を削除する。

第 44 条 3(子ども・子育て支援金額の負担割合)

子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

第 47 条 3(予備費の費途)

子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援納付金
- (2) 還付金
- (3) 雑支出

第 48 条 2(準備金の保有方法)

介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

(施行期日)

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

以上